

## 本人特定事項の確認書類について（個人預金用）

ご本人のお名前、ご住所、生年月日が確認できる以下のいずれかの書類をご提出ください。  
 なお、場合によっては複数の書類のご提出をお願いすることがございます。

印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
住民票の写し（原本） （※「住民票の写し」とはコピーのことではありません。）	・作成、発行日から6カ月以内 ・「本籍地」、「個人番号」、「住民票コード」の記載のないものをご提出下さい。 （「本籍地」、「個人番号」、「住民票コード」の記載がある場合、該当箇所をすべて塗りつぶしてください。）
個人番号カード（写し）	・有効期限内 ・ <b>表面のみ</b> をコピーしてください。
在留カード（写し） 特別永住者証明書（写し）	・有効期限内 ・両面をコピーしてください。
運転免許証（写し） または運転経歴証明書（写し）	・有効期限内 ・両面をコピーしてください。 ・「免許条件」欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
各種健康保険証（写し）	<p>《共通》 ・有効期限内 ・「氏名」、「住所」、「生年月日」が確認できる箇所をコピーしてください。</p> <p>《カード型》 ・「住所」欄が未記入の場合は、住所をご記入の上、両面をコピーしてください。</p> <p>《紙型》 ・住所記入形式の保険証は、住所をご記入願います。 ・ご自身が被扶養者の場合は、ご自身が記載されているページも必要となります。ご自身のお名前に丸印を付けてください。 ・通院歴の記載は、ご家族分も含めて塗りつぶしてください。</p>
各種年金手帳（写し） 各種福祉手帳（写し）	<p>・有効期限内 ・「氏名」、「住所」、「生年月日」が確認できるページをコピーしてください。 ・有効期限が記載されている場合、有効期限が確認できるページのコピーも必要です。 ・「住所」欄の無い年金手帳の場合、年金手帳原本の余白に住所をご記入の上、コピーしてください。 ・障害名・障害等級の記載がある場合、該当箇所をすべて塗りつぶしてください。 ・「基礎年金番号」の記載がある場合は、塗りつぶしてください。</p>
日本政府発行のパスポート（写し）	<p>・有効期限内 ・顔写真および住所記載のページをコピーしてください。 ・「住所」欄が未記入の場合は、住所をご記入の上、コピーしてください。</p>

◎ **本人特定事項の確認書類に記載されている住所が現在のものではない場合、上記書類に加えて以下のいずれか1点が必要になります。**

国税・地方税などの納税証明書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話はのぞく）、NHK

※未成年者または成年被後見人（以下「未成年者等」といいます。）の名義にて口座開設いただく場合には、親権者（原則として共同親権行使になります。）または成年後見人の方がその法定代理人として手続きされる必要があります。この場合、本人である未成年者等の取引時確認に加えて、法定代理人の方の本人特定事項の確認書類もご提出いただいております。なお、親権者または成年後見人によるお取り引きの場合の必要書類および手続きについては、事前に当社までご確認の上お手続きください。

※ご提出いただいた本人特定事項の確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※不正口座の開設・利用は法律で禁止されております。架空名義口座、借名口座での口座開設はできません。また、他人の証明書、偽造・改ざんした証明書類による申し込みは受け付けできません。

※不正口座の開設ならびに口座の不正利用が判明した場合は、直ちに口座の利用停止や解約等の措置をとり、法令に基づき当局へ通報いたします。